

令和3年度
介護サービス事業者講習会

春日井市

目 次

はじめに

I	介護サービス事業者への指導・監査について・・・・・・・・・・	1
II	ケアプラン点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
III	令和3年度介護報酬改定について・・・・・・・・・・	8
IV	各種手続き（変更届・加算届等）について・・・・・・・・・・	9
V	介護サービス事業者による高齢者虐待防止について・・・・・・・・	12
VI	事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
VII	新型コロナウイルス感染症に係る対応について・・・・・・・・・・	20
VIII	介護サービス情報の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
IX	研修・講習会のお知らせについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
X	要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順について・・	23
XI	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について・・・・	24

はじめに

介護サービス事業者の皆様へ

日頃から、当市の介護保険事業の運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

皆様におかれましては、これまでも昼夜を問わず新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に努めていただき、感謝申し上げます。

さて、この度の介護サービス事業者講習会は、「介護保険施設等の指導監督について（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）」における介護保険施設等指導指針に基づく集団指導として、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的としています。

皆様におかれましては、この資料と併せて、法令、国からの各種通知等の情報収集と遵守に努め、介護サービスの質の向上を図るとともに、保険給付の適正化に御協力をいただきますようお願いします。

また、今後も引き続き、感染症の拡大防止対策の徹底を図るとともに、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」などの最新情報を確認して、適切な介護サービス提供をしていただきますようよろしくお願いします。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課

【お知らせ】

この資料で「春日井市のホームページ」に掲載されている情報は、
トップページ「<https://www.city.kasugai.lg.jp/>」から、
指定された「ID」の番号を入力、検索して閲覧すると便利です。

The screenshot shows the Kasugai City homepage. A blue arrow points from the '緊急事態宣言' (Emergency Declaration) banner to the 'ページ番号検索' (Page Number Search) button in the search bar. A red dashed box highlights the search bar area, and a red solid box highlights the 'ページ番号検索' button. A callout box points to the 'ページ番号検索' button with the text '① ページ番号検索をクリック' (Click Page Number Search). Another callout box points to the 'ID' input field and the '表示' (Display) button with the text '② ページIDを入力し、表示をクリック' (Enter page ID and click Display).

春日井市
Kasugai City

緊急事態宣言
新型コロナウイルス感染症
に関するお知らせ
詳しくはこちら

① ページ番号検索をクリック

サイト内検索 よくある質問検索 **ページ番号検索**

各ページのページIDを入力すると、該当ページが表示されます。

ID 表示 ? ページ番号検索について

② ページIDを入力し、表示をクリック

I 介護サービス事業者への指導・監査について

1 基本的な考え方

介護サービス事業者には、人員、設備及び運営に関する基準等に適合しているか自主点検を行い、介護サービスの質の向上を目指していくことが求められています。

より良い介護サービスを提供するためには、必要な最低限度の基準に適合することだけにとどまらず、更なる事業運営の改善を図っていただかなければなりません。

当市は、介護サービス事業者が適正な事業運営をしているかを確認し、適正かつ円滑な事業運営を確保するため、次のとおり指導・監査を行います。

2 指導・監査の種類

(1) 集団指導

介護サービス事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図ることを主目的に講習等の方法により実施します。

介護サービス事業者講習会は、集団指導に位置付けられます。

(2) 実地指導

事業所に訪問して書類の作成状況や事業所内の様子等を確認します。

実地指導には、県と市で行う合同指導と、市のみで行う単独指導があります。

ア 合同指導

合同指導の対象は、県指定サービスです。県職員と市職員が事業所に訪問して指導を行います。

なお、県指定サービスに加え、市指定サービスがある場合は、同時に市による単独指導を行う場合があります。

イ 単独指導

単独指導の対象は、市指定サービスの地域密着型事業、総合事業、居宅介護支援及び介護予防支援です。市職員が事業所に訪問して指導を行います。

(3) 監査

人員、設備及び運営に関する基準等に違反すると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 指導の重点項目

(1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

ア 人員配置の基準を満たし、適切な介護サービスを提供できる勤務体制が確保されているか。

イ 相談室など、介護サービスに必要な設備の用途が保たれているか。

ウ 地震、火災、風水害（土砂災害を含む）等の非常災害に対する計画の作成及び訓練を実施しているか。

エ 事故発生時の内容を記録し、保険者等へ連絡を行い、従業者間で共有するとともに、事業者全体で原因の究明及び再発防止対策を講じているか。

オ 虐待の発生又は未然防止の取り組みとして、研修の実施、虐待と思われる事態を発見した場合の通報体制が確保されているか。

(2) サービスの質の向上と確保

ア 管理者及び職員の資質向上のため研修を実施しているか。

イ 利用者及び家族の希望、課題に適合した計画を作成しているか。

ウ 生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わず、虐待や身体拘束の廃止に向けた取り組みがなされているか。

エ 自立支援及び重度化防止に資する計画を作成するために、他職種との連携を図っているか。

(3) 介護報酬算定、請求の適正な処理

ア 算定条件を満たした上で適正に介護報酬を請求しているか。

イ サービス提供にあたり計画書が事前に適正に作成されているか。

4 機動的な対応

従業者等による虐待が疑われる場合や、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ないと判断した場合などは、事前の通知を行うことなく、現場の状況に応じて、機動的に実地指導又は監査を行います。

5 令和2年度の実地指導について

令和2年度は、愛知県において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されるなどの状況を踏まえ、感染症拡大防止を最優先とする観点から、計画していた実施指導の多くについては延期させていただきました。

(1) 実施件数

	実施 事業所	指摘事項			
		文書指導		口頭指導	
		指摘 事業所	指摘 件数	指摘 事業所	指摘 件数
居宅介護支援、 介護予防支援	9	4	7	2	2
地域密着型サービス、 総合事業	17	8	13	11	11
合計	26	12	20	13	13

実施期間：7月28日～12月16日

(2) 指摘事項の種類

次のとおり文書指導と口頭指導を行っています。

項目	内容
文書指導	(1) 人員、設備及び運営に関する基準違反があるもの (2) 虐待や身体拘束等、利用者の尊厳の維持に関する違反があるもの (3) 自立支援・利用者本位の原則と個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスが適切に行われていないもの (4) 介護報酬の算定基準に基づいた体制の確保や、加算等に基づいた運営が適切に行われていないもの
口頭指導	運営規程や重要事項説明書等、各記録の記載内容の不備や修正等の軽微なもの

(3) 文書指導の状況

ア 居宅介護支援・介護予防支援（指摘事業所数 4 件 指摘件数 7 件）

	分類	指摘事項	指摘件数
1	運営	アセスメント・モニタリングの不備	2
2	運営	個人情報の同意が得られていない	1
3	運営	居宅サービス計画と個別サービスの整合性が取れていない	1
4	運営	サービス担当者会議が適切に行われていない	1
5	運営	サービス利用開始前に利用者の同意が得られていない	1
6	人員	介護支援専門員の配置基準を満たしていない	1

イ 地域密着型サービス・総合事業（指摘事業所数 8 件 指摘件数 13 件）

	分類	指摘事項	指摘件数
1	運営	個別サービス計画の未作成	3
2	運営	個人情報の同意が得られていない	3
3	運営	定期的に避難訓練が行われていない	3
4	運営	サービス計画に基づかないサービス提供	1
5	運営	従業員への辞令未交付	1
6	運営	サービスの質の向上を図る研修機会の不足	1
7	人員	従業員の資格確認の未整備	1

(4) 口頭指導の状況

ア 居宅介護支援・介護予防支援（指摘事業所数 2 件 指摘件数 2 件）

	分類	指摘事項	指摘件数
1	運営	運営規程・重要事項説明書の不備	1
2	運営	記録の保存期間が 5 年になっていない	1

イ 地域密着型サービス・総合事業（指摘事業所数 11 件 指摘件数 11 件）

	分類	指摘事項	指摘件数
1	運営	運営規程・重要事項説明書の不備	10
2	運営	記録の保存期間が 5 年になっていない	1

6 令和3年度実地指導での確認事項

人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬の算定基準のほか、令和3年度介護報酬改定における次の事項の確認も行います。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して実施しますので、御承知ください。

(1) 各サービス共通の改定事項

(※は経過措置期間がありますが、対応状況と今後の考え方を確認します。)

ア 感染症対策の強化※

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等

イ 業務継続に向けた取組の強化※

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等

ウ ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえ、事業所内でのハラスメント対策を講じる

エ 高齢者虐待防止の推進※

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置

オ その他

I C Tの活用、電磁的記録による説明・同意

(2) 居宅介護支援の改定事項

ア ケアプランにおける各サービス情報の利用者への説明及び公表

(7) 説明・公表内容

前6か月間に作成した各サービスの利用割合

前6か月間に作成した各サービスの同一事業者提供の割合

(4) 説明及び公表するサービスの種類

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

イ 管理者の要件

令和3年4月以降の管理者は、「主任介護支援専門員」であること
(猶予措置、例外措置が適用される場合を除く。)

詳細は、8ページ「IV 令和3年度介護報酬改定について」を確認してください。

Ⅱ ケアプラン点検について

1 目的

介護支援専門員がケアマネジメントの一連のプロセスを振り返り、自立支援に資するケアプランとなっているか「気づき」を促すことで、適切な給付を支援するもの。

2 令和2年度のケアプラン点検実績

- (1) 事業所数 81 事業所（82 事業所中）
 (2) 点検件数 100 件（適正 83 件、要改善 17 件）

3 令和2年度の主な指摘事項

（詳細は、市ホームページ【ID 1022335】を確認してください。）

アセスメント	・生活歴の聞き取りが不十分 ・医学的な情報の把握が不十分 ・状態の詳細や予後予測が記載されていない
第1表	・サービスの要望・困りごとのみの記載となっている ・サービスありきの記載となっている
第2表	・利用者目線の内容となっていない ・サービス利用が目的となっている ・「目標」が抽象的な内容となっている
第3表	・記載内容が不十分

4 令和3年度のケアプラン点検実施の計画

(1) 目標値

- ア 点検件数 120 件
 イ 適正な事業所の割合 90%

(2) 対象のケアプラン（令和2年度からの変更点）

- ア 介護支援専門員が点検してほしいプラン（困難事例、振り返りたい事例等）
 イ 個別機能訓練加算Ⅰイ又はロ、又は入浴介助加算Ⅱを算定しているプラン
 ウ サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホームの入所者のうち、給付実績に疑義のあるプラン（市がケースを指定）

令和2年度のケアプラン点検に係るアンケート結果

1 回収率 81%

2 結果

① 今回のケアプラン点検は役に立ちましたか。(1つ○をつけて回答)

1	役に立った	85%
2	どちらかと言えば役に立った	13%
3	どちらかと言えば役に立たなかった	2%
4	役に立たなかった	0%
5	その他	0%

② ①で○をつけた項目について、そう思われる理由にあてはまるものに○をつけてください。

(複数回答可)

1	自分の課題に気づくことができた	90%
2	疑問や悩みが解消された	40%
3	助言内容が納得できなかった	2%
4	具体的に改善すべき項目が理解できなかった	0%
5	その他	0%

③ 点検で得られた気づき等は、プラン作成業務に生かせそうですか。(1つ○をつけて回答)

1	生かせる	73%
2	どちらかと言えば生かせる	22%
3	どちらかと言えば生かせない	2%
4	生かせない	0%
5	その他	3%

④ ケアプラン点検について、あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

1	このままでよい	83%
2	時間が【長い・短い】	0%
3	自分でケースを選びたい	17%
4	その他	0%

⑤ ケアプラン点検についてご意見などご自由にお書きください。

- ・管理者や他のケアマネも同席しても勉強になると感じた。
- ・困難事例や相談したい事例を点検してほしい。

Ⅲ 令和３年度介護報酬改定について

令和３年４月の介護報酬改定については、厚生労働省から介護保険最新情報としてＱ＆Ａなどが配信されています。

必ず最新情報を取得し、内容を確認のうえ適切な介護サービスを提供していただくようお願いします。

各種情報の掲載場所

１ 市ホームページ

『令和３年度介護報酬改定について』【ID 1024328】

２ 厚生労働省ホームページ

『令和３年度介護報酬改定について』

【ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞

介護・高齢者福祉＞施策情報＞介護報酬＞

令和３年度介護報酬改定について】

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

３ 愛知県ホームページ

『令和３年度介護報酬改定のページ』

【ホーム＞組織でさがす＞本庁機関の組織表(各局・行政委員会等)＞

福祉局＞高齢福祉課＞介護保険事業者の皆様へ＞

介護事業者の皆様へのお知らせ(介護保険指定・指導グループ)＞

介護報酬改定(令和３年度)＞令和３年度介護報酬改定のページ】

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r3-kaitei.html>

IV 各種手続き（変更届・加算届等）について

1 変更届

(1) 届出期限

介護サービス事業者は、介護保険法、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に定める事項に変更があった場合には、**10日以内**に届け出てください。

(2) 法人に関する変更の注意

法人に関する変更の場合は法人単位で届け出てください。

また、同一法人で複数の指定事業所がある場合は事業所一覧を添付してください。

(3) 加算算定を受ける際の変更届

体制を整備することによる加算算定を受ける場合に、加算要件を満たすための人員等の変更が伴うときには、「2 加算届」の期日までに「変更届」も届けてください。

(4) 令和3年度介護報酬改定に伴う運営規程の変更

令和3年度介護報酬改定に伴う運営規程の変更については、変更届の提出は不要ですが、変更後の運営規程は事業所で常時保管してください。

ただし、令和3年度介護報酬改定に係る事項以外で届出を要する変更（加算に係る人員変更等）があった場合は、速やかに届け出てください。

(5) 運営規程に実人員を記載した「従業員の員数の変更」に係る変更届

次の条件のいずれにも該当する場合は、**前年6月1日と当年6月1日を比較した従業員の員数の変更内容を提出してください。**

この場合は、1年に1回、当年6月1日から6月30日までに提出してください。

ア 従業員の員数変更が加算の算定体制に影響がないこと

イ 次の職種の変更でないこと

- (ア) 管理者
- (イ) 介護支援専門員
- (ウ) 計画作成担当者
- (エ) 社会福祉主事
- (オ) オペレーター
- (カ) 訪問事業責任者
- (キ) サービス提供責任者

(詳細は、市ホームページ【ID 1009671】を確認してください。)

2 加算届

(1) 算定の届出時期と開始時期

サービスの種類	算定の届出時期と開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業	15日以前に届出した場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u> 16日以降に届出した場合 ⇒ <u>届出月の翌々月から</u> 例) 6月15日に届出 ⇒7月1日算定開始
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	初日に届出した場合 ⇒ <u>届出月から</u> 初日以外の日に出した場合 ⇒ <u>届出月の翌月から</u>

(2) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について

ア 計画書は、法人単位で提出してください。

イ 実績報告書は、計画書事業年度における最終の加算の支払いがあった月の2か月後の末日までに提出してください。

(詳細は、市ホームページ【ID 1025044】を確認してください。)

3 特定事業所集中減算について

居宅介護支援は、毎年度2回、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた居宅サービスの確認を行い、特定の法人に対し80%を超えてサービス紹介を行った場合、全ての利用者に対して半年間、1月につき200単位の減算になります。

特定事業所集中減算に係る判定結果が80%を超えていた場合、正当な理由の有無に関わらず届け出が必要です。

	判定期間	減算適用期間	届出期間
前期	前年度3月1日から 当年度8月末日まで	当年度10月1日から 3月末日まで	当年度9月15日まで
後期	前年度9月1日から 当年度2月末日まで	翌年度4月1日から 9月末日まで	翌年度3月15日まで

(詳細は、市ホームページ【ID 1014819】を確認してください。)

4 届出書の様式について

指定・変更・廃止など各種届出書様式の用意がありますので御利用ください。

なお、届出の際には原本及び事業所控えをお持ちください。

各種様式は、国から示される基準、解釈通知等により一部内容を変更する場合がありますので、届出を必要とする都度、最新のものをダウンロードしていただきますようお願いいたします。

(詳細は、市ホームページ【ID 1009671】を確認してください。)

5 電子申請・届出システムの運用開始について

制度改正に伴う様式変更により押印が廃止され、電子データによる届出が可能となりました。

利用方法の詳細については、個別に御案内しますのでお問い合わせください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当

電話：0568-85-6921

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

6 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

居宅介護支援の管理者は、主任介護支援専門員でなければなりませんが、令和3年4月以降、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月末時点で主任介護支援専門員でない方が管理者を継続する場合は当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用は猶予されています。

なお、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、主任介護支援専門員である管理者を配置するよう努めてください。

(詳細は、市ホームページ【ID 1024328】を確認してください。)

V 介護サービス事業者による高齢者虐待防止について

1 早期発見・通報

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村への通報を義務付けているほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています。

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に相談してください。その際、**虐待かどうかの判断は必要ありません。**

相談受理後に、老人福祉法又は介護保険法の規定により「立入検査等」を行います。

※虐待の通報は、守秘義務より優先します。（高齢者虐待防止法第7条第3項）

※市は、通報者を特定するような情報を漏らしてはならないと法律で規定されています。（高齢者虐待防止法第8条）

2 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する、養護者及び養介護施設従事者等による次の行為を指します。

虐待の種類	内容
身体的虐待	高齢者を身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 例) ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る ・意図的に薬を過剰に服薬させる、身体拘束など
介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 例) ・入浴しておらず異臭がする、皮膚が汚れている ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境で住まわせる ・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限し、使わせない
心理的虐待	高齢者に対し脅しや侮辱などの威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、高齢者に対し著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。 例) ・排泄の失敗等を嘲笑する ・侮辱を込めて子どものように扱う

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。 例)・懲罰的に下半身を裸にして放置する、本人の合意なく性的な行為を強要する
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 例)・日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する

3 養介護施設従事者等による虐待の通報件数及び認定件数について

(1) 相談・通報件数と虐待認定件数

組織等 年度	令和元年		令和2年	
	相談・通報 件数（件）	虐待認定 事例（件）	相談・通報 件数（件）	虐待認定 事例（件）
春日井市	6	3	8	2
愛知県	93	32	－	－

(2) 令和2年度相談・通報者内訳

	医療機関 関係者	当該施設 事業所職員	当該施設 事業所設置者	家族	匿名 その他
件数（件）	2	1	3	1	1

4 虐待認定事例の具体的内容と発生要因

No	内容	発生要因
1	【身体的虐待】 利用者間のトラブルの 仲裁をした際に、被虐待者から殴られ、感情的になり殴り返した。	殴られたことに対する怒りの感情コントロールができず、殴ってしまった。
		その場に居合わせた他の職員も、虐待に至る前までに対応することができなかった。
		認知症の行動・心理症状により、被虐待者は易怒性や他の利用者に対する攻撃性があり、精神状態が不安定であった。
2	【身体的虐待】 何度もコップの中身を 床に意図的にこぼす行為を繰り返す被虐待者に対し、行為を諭す目的で、被虐待者の両頬を挟んで揺さぶり、手を叩いた。	被虐待者の行動に対する怒りの感情コントロールが出来ず、軽い気持ちでやってしまった。当該行為が虐待にあたるという認識がなかった。
		認知症の行動・心理症状により繰り返される問題行動に対して、対応に苦慮していた。

5 事例を通じて考えられる虐待防止対策例

(1) 虐待防止に関する正しい知識と適切な対応

- ・虐待防止研修を実施し、日頃から虐待防止の意識を高める。
- ・参加しやすい日にちの設定や研修の周知期間を長めに設定する等、職員全員が研修に参加しやすい環境を整える。
- ・虐待が発生しそうな場面に遭遇した場合の対応方法について、ロールプレイを交えて職員間で意見交換し、対応方法を確認する。

(2) 被虐待者が抱えるリスク要因への対応

- ・医師に現状を相談し、服薬や入院など、医学的支援につなげる。
- ・多職種間でケース検討を実施し、被虐待者へ適切な介護サービスの提供が実施できるよう情報共有を行い、個人ではなく職員全体で取り組む。
- ・対応の工夫等を盛り込んだケアプランに変更し、日頃のケアに活かせるようにする。

(3) 職員のストレスケアや怒りのコントロールへの対応

- ・勤務時間や職員配置を見直す。
- ・定期的に職員面談を実施する。
- ・アンガーマネジメント（怒りのコントロール）研修を実施する。

令和3年度基準改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置**が義務付けられました（3年間の経過措置有り）。適切な御対応をお願いします。

VI 事故発生時の対応について

介護サービス事業者は、春日井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の規定に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととなっています。

事故発生時の報告について、次のとおり取り扱いますのでお願いします。

また、事故発生時の利用者家族等への連絡は、過失の有無にかかわらず、真摯に対応するとともに、賠償をすべき事故である場合には、損害賠償を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

1 目的

介護サービス等の提供により事故が発生した場合に、介護サービス事業者から保険者に提出する事故報告書を集計・検証することにより、事故に伴う課題の解消及び再発防止に資することを目的とします。

2 報告を要する事故等

- (1) サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症の発生
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事例

3 報告方法

- (1) 事故等の**発生後速やかに、遅くとも5日以内**に電話、メール又はファクスで報告（第1報）をする

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当あて

電話：0568-85-6921 メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

FAX：0568-84-5764

- (2) その後の状況変化などの経過について、順次報告をする
- (3) 事故の原因分析や再発防止策等を作成次第、報告をする
(詳細は、市ホームページ【ID 1024506】を確認してください。)

4 応急手当講習

市では、事業所へ指導員を派遣し、応急手当講習を実施しますので、積極的に御利用ください。

(詳細は、市ホームページ【ID 1003863】を確認してください。)

令和２年度事故報告書集計結果

１ サービスごとの事故、発生場所の件数（19ページ）

最も多かったのが介護老人福祉施設で159件、次いで認知症対応型共同生活介護で75件であり、入所・入居系の施設での事故が多い結果となっています。

ほぼ全てのサービスにおいて、**転倒**が一番多くなっています。

２ 死亡事故

食事介助中や直後の誤嚥による死亡事故が多く発生していました。

また、転倒によるくも膜下出血により死亡に至った事故も発生していました。

	発生月	サービスの種類	時間	場所	年齢	介護度	認知	原因
1	4月	短期入所生活介護	午前3時	居室	90代	介護2	有	不明
2	6月	地域密着型介護老人福祉施設	午後6時	食堂	80代	介護5	有	誤嚥窒息
3	7月	認知症対応型共同生活介護	午前2時	居室	70代	介護2	有	不明
4	9月	特定施設入居者生活介護	午前8時	居室	80代	介護3	有	誤嚥窒息
5	9月	特定施設入居者生活介護	午前7時	食堂	90代	介護5	有	誤嚥窒息
6	11月	短期入所生活介護	午前2時	居室	80代	介護3	有	転倒
7	12月	通所介護	午後0時	食堂	70代	介護4	有	誤嚥窒息
8	2月	小規模多機能型居宅介護	午後4時	居室	90代	介護5	有	誤嚥窒息

３ 離設

ほとんどが施設系サービスで発生していました。

発生月は半数近くが10月に、発生時間は午後2時～午後4時に最も多く発生していました。

	発生月	サービスの種類	時間	年齢	介護度	認知症
1	4月	認知症対応型共同生活介護	午後4時	90代	介護4	有
2	9月	通所介護	午後4時	80代	介護2	有
3	10月	訪問介護（住宅型有料入居者）	午前11時	50代	介護1	無
4	10月	小規模多機能型居宅介護	午前2時	80代	介護1	有
5	10月	認知症対応型共同生活介護	午後4時	70代	介護1	有
6	10月	短期入所生活介護	午後4時	80代	介護2	有
7	12月	短期入所生活介護	午前11時	70代	介護4	有
8	3月	認知症対応型共同生活介護	午後3時	90代	介護2	有
9	3月	地域密着型介護老人福祉施設	午後2時	80代	介護4	有

4 虐待

入居者同士の引っ張り合いを、職員が制止している最中に感情的になり、利用者と叩き合いになったケースでした。

	サービスの種類	時間	場所	年齢	介護度	認知症	結果
1	認知症対応型共同生活介護	午後4時	共用部	70代	介護2	有	打撲

5 サービスごとの事故の特徴

(1) 通所系サービス

転倒は、機能訓練中だけでなく、機能訓練室から食堂などへの移動の際にも多く発生していました。

(2) 訪問系サービス

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に訪問介護を行っている最中の転倒事故が多く発生していました。

(3) 施設系サービス

転倒、転落事故の多くは、共用部や居室において、特に職員が近くにいない状態で発生していました。

離設は、普段と異なる状況（業者の出入りが多く、利用者が離設しやすい状態になっていた、見学のために空けていた部屋の窓のストッパーが外れた状態になっていた等）で起きているものがありました。

また、介助中の不注意により、車椅子のタイヤに利用者の指を挟む事故も発生していました。

6 事故を防止する主なポイント

(1) 転倒・転落

ア アセスメントにより、転倒・転落リスクのある入居者を見極める。

イ 転倒リスクのある利用者が、歩行動作しやすく転倒しない環境づくりを行う。

ウ 歩行補助具や服装、履物の選択、手すりや照明の配置等安全に動作ができるか確認する。

エ 転倒しても重篤なケガに至らないよう、床の工夫等を行う。

（参考：介護老人保健施設 安全推進マニュアル 転倒・転落等の事故を防止するために https://www.roken.co.jp/business/pdf/m_tentou2010.pdf）

(2) 誤嚥・窒息

ア 食べやすい安全な姿勢での食事を呼びかける（食事介助を行う）。

イ アセスメントにより、誤嚥リスクのある入居者を見極める。

ウ 嚥下機能が低下している利用者には、多職種連携によるケアを実践する。

（参考：介護老人保健施設 安全推進マニュアル 誤嚥・誤飲を防止するために https://www.roken.co.jp/business/pdf/m_goengoin2010.pdf）

7 報告された具体的な事故防止対策例

種類	事故の内容	再発防止策
転倒	ボールを使用したレクリエーションを行っていたところ、床にボールが転がってしまい、拾いに行こうとした際に床につまずき転倒した。	不意に動く可能性がある利用者には、横について見守りを行う。 他に見守りが必要な利用者もいるため、全体を見渡せる位置に職員を配置し、周囲の職員と声を掛け合いながら連携して見守りを行う。
	利用者Aの介助中、ドンと音がした。利用者Bが転倒し、床に倒れていた。	利用者の介助中は、介助していない利用者が動いたことに気付けないため、イスなどに鈴を付け、気付けるようにする。
	離床センサーが鳴ったため駆けつけると、利用者がベッドと洗面台の間に倒れていた。	室内の家具の配置を変更する。履きやすい靴を検討する。センサーの種類を増やし、置く位置を工夫する。
誤嚥	食堂で、むせこんでいる利用者を発見する。声掛けには小さく反応するが、顔面紅潮、口腔内に唾液が溜まり、ゴロゴロ音あり。救急搬送し食塊摘出。食事提供後、利用者が自分で口に入れ、咀嚼が追い付いていなかったことが原因と思われた。	食事を含む生活に対する意欲が低下していたが、食事内容や形態の検討などケアプランの見直しができていなかった。状況変化を細かく記録に残し、多職種間で情報共有を行い、必要に応じて変更する。また、その際にはお試し期間を決め、評価を行う。

8 その他

令和3年度介護報酬改定により、施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることが義務付けられ、新たな減算・加算が創設されました。適切な御対応をお願いします。

(1) 運営基準

- ア 事故発生防止のための指針の整備
- イ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ウ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- エ ア～ウの措置を適切に実施するための担当者の設置【新設】

(2) 報酬基準（新設）

- ア 安全管理体制未実施減算 5単位／日（令和3年9月末まで経過措置有り）
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
- イ 安全対策体制加算 20単位（新規入所者に入所初日のみ算定）
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

令和2年度事故報告書集計(サービスの種類別)

(件)

		報告事業所数		種別								再掲	発生場所									
サービスの種類	件数	合計	(再掲) 市内	転倒	転落	誤嚥 窒息	誤薬	離設	虐待	その他	不明	死亡	居室	自宅	共用部	廊下	トイレ	脱衣室	駐車場	その他	不明	
訪問介護	8	6	6	5				1		2			2		1	1	2			2		
訪問看護	1	1	1							1										1		
通所介護	35	20	20	23		1		1		10		1			21	5	2	2	2	3		
通所リハビリテーション	3	2	2	2						1					2				1			
短期入所生活介護	65	17	13	51	1	1		2		3	7	2	40		12	4	3	2		4		
特定施設入居者生活介護	66	22	13	45	3	3	1			4	10	2	50		7	1	2	1		4	1	
福祉用具貸与	3	2	2	2						1			1	1						1		
地域密着型通所介護	11	9	9	6	1					4					9			2				
認知症対応型通所介護	2	2	2	2											2							
小規模多機能型居宅介護	10	4	4	2	1	2		1		4		1	4		5					1		
認知症対応型共同生活介護	75	17	17	53	7	1	2	3	1	2	6	1	39		17	7	6	1		3	2	
地域密着型介護老人福祉施設	32	9	9	20	2	1		1		3	5	1	11		12	2	4			2	1	
介護老人福祉施設	159	16	9	105	18	5	2			5	24		76		40	15	18	6		3	1	
介護老人保健施設	65	9	7	55	6	2				1	1		37		13	7	6			2		
訪問入浴介護	0	0	0																			
介護療養型医療施設	0	0	0																			
合計	535	136	114	371	39	16	5	9	1	41	53	8	260	1	141	42	43	14	3	26	5	

VII 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き十分な感染防止対策を徹底した上で、要介護（要支援）者に対して、適切な介護サービスが継続的に提供されるようお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症等に関するホームページ

新型コロナウイルス感染症等に関する情報の専用ホームページを開設し、介護保険最新情報等を内容別に掲載していますので、御活用ください。

今後も、頻繁に更新することが予想されますので、漏れのないよう随時、確認していただきますようお願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染者等発生時の報告

利用者及び職員で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、閉庁日（休日等）も、速やかに報告専用フォームでご報告ください。

なお、入力の際は、別途お伝えしているIDとパスワードが必要です。

IDとパスワードが不明の際は、お問い合わせください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 指導担当

電話：0568-85-6921 メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp

FAX：0568-84-5764

（詳細は、市ホームページ【ID 1020260】を確認してください。）

VIII 介護サービス情報の公表について

1 概要

介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、介護サービス事業者は毎年1回、事業所に関するサービス内容等の情報を報告することが義務付けられています。

2 対象となるサービス事業者

次のいずれかに該当する事業者が対象になります。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業者
- (2) 基準日において、介護サービスを提供する事業者のうち、基準日前1年において介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者

3 公表情報

公表する介護サービス情報は、介護保険法施行規則第140条の45で規定されています。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置など
- (2) 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況など

4 報告の方法

介護サービス情報公表システム・報告サブシステムで作成したデータを、愛知県に送信してください。提出期限等の詳細は、次のホームページを確認してください。

愛知県ホームページ『介護サービス情報の公表について』

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigo-zyouhoukouhyou.html>

5 問い合わせ先

愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ 電話：052-954-6479

Ⅸ 研修・講習会のお知らせについて

介護サービスの管理者等には基準で定められた研修・講習会の受講及び修了が義務付けられています。

当市では、各研修・講習会の内容をホームページ等で周知しますので、適宜確認をお願いします。

なお、年間の研修及び講習会の開催数と人数は限られていますので、早目に申込をしてください。

主に掲載する研修・講習会 市ホームページ【ID 1016912】

研修名	受講を必要とする職種や加算
①認知症介護実践者研修	認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者及び③⑤の研修を受講する者【必須】
②認知症介護指導者養成研修	認知症専門ケア加算、認知症加算【必須】
③認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の管理者【必須】
④認知症対応型サービス事業 開設者研修	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の代表者【必須】
⑤小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者【必須】
⑥介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
⑦介護支援専門員専門研修	初回の更新か否か、実務経験の有無、実務従事期間等により異なります。
⑧介護支援専門員更新研修	詳しくは、愛知県社会福祉協議会ホームページでご確認ください。

愛知県社会福祉協議会ホームページ

URL：https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu_index.html

X 要介護・要支援認定更新申請開始日の受付手順について

当市では、更新申請の開始日に限り、事業所が受付する順番を抽選で決めています。
抽選に参加をする場合には、**毎月15日午前8時30分から18日午後5時15分までに**、
「抽選申込書」をメール、ファクス又は窓口のいずれかの方法で提出してください。

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 認定担当あて

メール：kaigo@city.kasugai.lg.jp FAX：0568-84-5764

※抽選申込をしていない事業所は、抽選申込をした事業所以降の順番になります。

※必ず抽選申込に参加しなければならないものではありません。

※受付期間の15日から18日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、メール及びファクスのみの受付になります。

※8月受付（9月の更新認定申請開始日）に限り、夏季休暇を考慮して、受け受け期間を15日から20日までとします。

また、開始日については、申請を受け付けた方の要介護認定等申請受理通知書及び資格者証を翌日以降にお渡ししており、それにあたり、「要介護・要支援認定申請受理確認書」の添付をお願いしています。

こちらは抽選に参加をしない事業所も添付をしてください。

（詳細は、市ホームページ【ID 1016162】を確認してください。）

XI 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について

低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、介護サービス費（１割分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が軽減される場合があります。

軽減に必要な確認証の交付申請を随時受付していますので、対象となる方は手続きしてください。

また、既に確認証をお持ちの方については、毎年７月に更新手続きがありますので、忘れずに手続きしてください。

1 制度について

	生計困難者	生活保護者
対象者	世帯全員が市民税非課税で、次の要件全てを満たす方 (1) 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員１人増えるごとに50万円を加算）以下 (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員１人増えるごとに100万円を加算）以下 (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない (5) 介護保険料を滞納していない	生活保護受給者であること
対象となるサービス	(1) <u>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※1</u> (2) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護 (3) <u>（介護予防）短期入所生活介護※1</u> 、（介護予防）小規模多機能型居宅介護 (4) 第１号訪問（通所）事業のうち、介護予防訪問（通所）介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	左記の下線サービスが対象
軽減の内容	利用者負担額（１割負担分）、食費、居住費（滞在費）の １／４を軽減※2	居住費（滞在費）の全額を軽減
申請に必要なもの	介護保険被保険者証、世帯全員の通帳、収入のわかるもの	介護保険被保険者証 生活保護受給証明書

※1 特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限る

※2 食費及び居住費（滞在費）については、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り、支給された後の食費及び居住費（滞在費）の１／４を軽減

2 申請及び問い合わせ先

春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課 高齢サービス担当

電話：0568-85-6182

令和３年度介護サービス事業者講習会

編集・発行 春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉課
〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町５丁目44番地
電話：0568-85-6921 FAX：0568-84-5764
HP： <https://www.city.kasugai.lg.jp/>
E-mail： kaigo@city.kasugai.lg.jp